

## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について

### ○特定不妊治療(顕微授精、体外受精)

市町村名	対象者	助成内容	ホームページ
高山市	1. 治療開始時点において夫婦である方(事実婚含む) 2. 治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有している方 3. 市税等の滞納がない方 4. 治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること	①保険診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)： 自己負担額から、岐阜県特定不妊治療助成金と高額療養費を差し引いた自己負担額(1回の上限30万円) ②保険診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)とそれに併せて行われた先進医療：自己負担額から、岐阜県特定不妊治療助成金と高額療養費を差し引いた自己負担額(1回の上限30万円) ③保険外診療で受けた生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)：1回の上限30万円	<a href="https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1000105/1017481/1017495.html">https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1000105/1017481/1017495.html</a>
中津川市	①申請日において、夫婦の双方または一方が中津川市内に住所を有すること(事実婚含む)。 ②同じ治療に対して、他の市町村で同様の助成金の申請をしていないこと。 ③治療開始日の女性の年齢が43歳未満であること。	◆A・B・D・E：上限10万円 ◆C・F：上限5万円 ◆G・H：助成対象外	<a href="https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkoiryoka/3/5/1961.html">https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkoiryoka/3/5/1961.html</a>
恵那市	(1) 生殖補助医療を開始した時点で法律上の婚姻をしている夫婦であって、生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、指定医療機関において治療を受けた者 (2) 生殖補助医療の治療開始日における妻の年齢が43歳未満である者 (3) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、助成金の申請日より1年以上前から本市に住所を有する者であり、かつ、市が申請を受け付けた日から1年を経過する日までの間について引き続き本市に住所を有する意思がある者 (4) 夫婦の住所が異なる場合にあっては、他の自治体において同様の助成金等の交付を重複して申請していない者	医師の判断により不妊症と診断され、令和5年4月1日以降に当該機関において開始した生殖補助医療のうち、次のいずれかに該当する治療 (1) 医療機関において医師の判断により必要と認められた生殖補助医療であって、保険外診療となる治療。採卵、受精、胚移植及び妊娠の確認の治療(男性不妊治療を含む。) →1回の治療につき20万円又は治療に要した額のいずれか低い額 胚移植及び妊娠の確認までの治療 →1回につき10万円又は治療に要した額のいずれか低い額 (2) 先進医療として保険診療による生殖補助医療と併せて行われた治療。1回の治療中で実施した先進医療 →1回につき5万円又は治療に要した額のいずれか低い額  <b>【助成回数】</b> 40歳未満 6回 40歳から43歳未満 3回	<a href="https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/11220.html">https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/11220.html</a>

## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について

### ○特定不妊治療(顕微授精、体外受精)

市町村名	対象者	助成内容	ホームページ
瑞穂市	<p>①特定不妊治療費助成事業                      (令和5年度で事業は終了していますが、経過措置として令和6年度に限り申請を受け付けます)                      以下のすべての要件を満たしているかた(ただし、保険が適用されたかたについては、助成の対象外となります)                      (1) 法律上の夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦                      (2) 事実婚関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦                      (3) 夫もしくは妻のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた                      (4) 令和5年度以前に瑞穂市特定不妊治療費助成事業の助成を受けていたかたで、通算5年度に達していないかた                      (5) 治療期間の終了日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までのかた</p> <p>②特定不妊治療費(先進医療)助成事業                      以下のすべての要件を満たしているかた                      (1) 保険診療の特定不妊治療と併せて令和6年4月1日以降に「先進医療」を実施したかた                      (2) 治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある夫婦であること                      (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦                      (4) 夫婦のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた                      (5) 助成金の交付後も、引き続き瑞穂市に住む意思のあるかた</p>	<p>①特定不妊治療費助成事業(令和5年度で事業は終了していますが、経過措置として令和6年度に限り申請を受け付けます)                      これまでと同様の助成対象範囲で、1年度あたり10万円を上限</p> <p>②特定不妊治療費(先進医療)助成事業  <b>【助成回数】</b> 上限回数は、1子につき6回  <b>【助成金額】</b> 1回の治療につき、先進医療に要した費用の10分の7の金額(上限5万円・1円未満切り捨て)                      以下のすべての要件に該当する「先進医療に要した費用」が助成の対象                      (1) 保険診療の特定不妊治療と併せて令和6年4月1日以降に実施した先進医療であること                      (2) 当該先進医療の実施機関として承認された医療機関で受けた治療であること(事前に受診する医療機関へご確認ください)</p>	<p><a href="https://www.city.mizuho.lg.jp/1455.htm">https://www.city.mizuho.lg.jp/1455.htm</a></p>

## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について

### ○特定不妊治療(顕微授精、体外受精)

市町村名	対象者	助成内容	ホームページ
本巢市	<p>以下の要件を全て満たす人（但し同一年度内に他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた人、又受ける予定の人は除く）。</p> <p>1 法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に判断されている人。</p> <p>2 夫又は妻のいずれか一方又は両方が、助成金交付申請をした日の一年以上前から引き続き本巢市内に住所を有する人。</p>	<p>助成の対象</p> <p>特定不妊治療に要する経費（食事療養費、文書料、個室料等を除く医療保険適用外の自己負担相当額）のうち次に掲げるもの。</p> <p>1 指定医療機関での体外受精及び顕微授精</p> <p>2 特定不妊治療の一環として男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を実施した場合。なお、採卵前に男性不妊治療を実施したが、精子を採取できなかった場合についても助成対象。</p> <p>助成の額及び期間</p> <p>1 助成上限額は、1会計年度あたり20万円。</p> <p>2 助成期間は、通算5会計年度。</p> <p>助成対象費用が20万円に満たないときは、同一年度に限り満たない額について重ねて申請できる。</p>	<p><a href="https://www.city.motosu.lg.jp/0000000944.html">https://www.city.motosu.lg.jp/0000000944.html</a></p>
郡上市	<p>次の全てに該当する方</p> <p>1.特定不妊治療を開始した時点で、法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であり、令和6年4月1日以降に健康保険が適用された特定不妊治療を受けた方。</p> <p>2.治療を行った期間から申請時点まで、ご夫婦どちらかもしくは両方が郡上市内に住所を有する方。</p> <p>3.岐阜県特定不妊治療費補助金の交付決定を受けた方。</p> <p>※他市町村で同一の特定不妊治療及び男性不妊治療にかかる助成を受けた方、または受ける予定のある方は助成対象外となります。</p>	<p>保険を適用した特定不妊治療費が、岐阜県の助成（10万円）・高額療養費等を控除してもなお自己負担額が発生する方に対して、1回（一連）の治療につき10万円を上限に助成します。</p>	<p><a href="https://www.city.gujo.gifu.jp/admin/info/post-1969.html">https://www.city.gujo.gifu.jp/admin/info/post-1969.html</a></p>
海津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関において不妊症と診断され、治療の必要性が認められた者</li> <li>・市内に住所を有する夫婦</li> <li>・市税等の未納がないこと</li> </ul>	<p>1回の治療期間につき10万円まで</p>	
垂井町	<p>以下の条件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている。</li> <li>・他の市町から助成を受けていない。</li> <li>・申請日において夫婦のいずれかが垂井町に住所を有する。</li> </ul>	<p>岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる特定不妊治療に要した治療費の自己負担額のうち、岐阜県の助成金額を控除した額で、治療1回あたり10万円、男性不妊治療は7万5千円を助成（千円未満切り捨て）。</p>	<p><a href="https://www.town.tarui.lg.jp/site/sukoyaka/1587.html">https://www.town.tarui.lg.jp/site/sukoyaka/1587.html</a></p>

## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について

### ○特定不妊治療(顕微授精、体外受精)

市町村名	対象者	助成内容	ホームページ
池田町	夫婦のいずれか一方または両方が町内に住所を有する者 岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けた者 特定不妊治療を令和6年4月1日以降に終了した者 ただし、他の市町村から特定不妊治療に係る助成を受けた者または受ける予定の者は除く	岐阜県特定不妊治療費助成事業で助成を受けた治療に対し、 県助成後の自己負担額を全額助成。	—
富加町	・ 保険適用前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵の凍結胚移植（治療方法C）かつ保険適応外治療。	・ 保険適用外の治療費用（文書代、凍結胚保管料は除く）に対して、10万円/年まで助成	<a href="https://www.town.tomika.gifu.jp/docs/556.html">https://www.town.tomika.gifu.jp/docs/556.html</a>
東白川村	・ 夫婦のうち、どちらかが不妊・不育治療の期間及び助成金の交付申請日に本村の住民基本台帳に記録されていること。 ・ ①健康保険法、②船員保険法、③市立学校教職員法、④国家公務員共済法、⑤国民健康保険法、⑥地方公務員等共済組合法の規定による被保険者又は被扶養者であること。	・ 医療保険の対象となる不妊・不育治療であること。 ・ 医療保険各法に規定する治療の給付の適用となる岐阜県が指定する医療機関において受けた生殖補助医療に係る治療費の自己負担額。 助成額：上限10万円/回	<a href="https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/">https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/</a>